

諮問庁：国立大学法人東京工業大学

諮問日：令和3年11月26日（令和3年（独情）諮問第64号）

答申日：令和4年5月23日（令和4年度（独情）答申第6号）

事件名：特定職員等が原子力規制庁と行った特定事案に係る打合せ記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月19日付け東工大総第236号により国立大学法人東京工業大学（以下「東京工業大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。（資料略）

##### （1）審査請求書

請求した書類は、その内容を開示されるべきである。

本請求は以下のように記されていた。

特定年度Aに発生した特定センター特定施設Aにおける事故原因調査と最終報告書の作成については、特定年度Bまで同センターのセンター長を務めていた特定役職者Aが主導して、1年かけても時間をかけて調査するよう、特定年月日Cに指示を受けて調査を継続していた。

しかし、特定年月C以降、特定役職Aが特定役職者Bに交代した直後、虚偽の報告書が最終報告書として特定年月日Dに提出されて受理された。

このことは、特定年月日Cの審査請求人と特定役職者Cおよび特定役職者Dの面談において、特に特定役職者Cの指導を顧みると、事故原因を追究して再発防止のためのチェックに努める特定役職Bとしての意気込みが感じられました。このことは当時障害防止法（現R1規制法）の最新の法令改正に主となって尽力された特定役職者Cの意気込みが感じられました。まさにこの指示は、最新法令におけるPDCAのチェックとアクションを成立させるために必要な思考であり、指示であったと考

えられます。さらにこのチェックの段階では、ハインリッヒの法則に従い、小さな事故であっても慎の原因を追及して改善につなげることにより、日頃のヒヤリハットや小事故の事故原因徹底究明により確率分布が予測できず統計学的リスクの判断できない発生確率の極めて低い大事故を未然に防ぐ効果を発揮します。これこそが特定役職者Cおよび特定役職者Dが感化衛法令の改正に主に係わった、当時施行されたR1規制法の理念であると考えられます。

このように特定役職者Cは、(略)可能性を強く指摘し、1年かけても真の事故原因究明をするよう求めていました。(略)

しかし、特定役職者Cが異動した後、特定年月D末に、(略)可能性を認識した上での特定月日の指示と、齟齬のある最終報告書が受理されたのみならず、特定役職者Cが可能性を指摘していた(略)を裏付ける測定結果が出たことを無視し、真の原因追及を逃れた処理をしていると考えられます。まさに最新の法令改正にある法律の理念を踏みにじる事故処理が行われたと観察されます。

また、このような対応は、「2011年2月11日に発生した東京電力福島第1原子力発電所の教訓に学び、二度とこのような事故を引き起こさないために、(中略)設置された」という原子力規制委員会の設置理念をも踏みにじる結果となっています。

以上のことから、特定年度B以降原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門の特定役職者Dおよび事故対応担当者と特定キャンパスの特定組織および事務局(当時の特定役職者Eを含め)が、どのようなやり取りを行っていたのか、また、担当者が大学執行部の交代する特定年度Bと特定年度Cを境にして、どのような内容の報告を行っていたのかを明らかにすることが必要であると考えます。

この問題は、R1規制法31条の2に関係し、同法52条(9)の虚偽報告に該当する案件であると考えられます。そのためすべての内容の開示を要求いたします。

なお、この案件は、情個審第3181号令和2年11月2日(令和2年(独情)諮問第45号、令和2年(独情)諮問第46号、令和2年(独情)諮問第47号)および情個審第821号令和3年4月15日(令和3年(独情)諮問第18号)とも深く関連しています。

## (2) 意見書1

### ア 反論

(略)特定研究所Aが発議した特定事業所(特定文書番号A)に関する変更内容(略)は特定年月日Aに原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門の当時、国立大学法人担当であった特定役職者Dに受理され、特定年月日Bに使用の承認がおりた。この

申請書（案）の事業所内施設概要には、特定文書番号Aに属する3つの管理区域である特定実験室A，特定研究所Bおよび特定実験室Bと，この申請で特定センターから特定研究所Aに編入新設される特定施設B（特定文書番号C）が表示されている。

これとは平行して，特定年から継続されている特定センター特定施設A（特定文書番号B）の特定事故調査が実施されていた。この施設については，特定年月日時より，特定ホールにて行われた特定事故に関する周辺住民説明会において，当時の特定役職者Fが，「今後の修理改修計画などについて」の住民からの質問があった際，「改修せずに廃止する。」との告知を行った。これにしたがい，現在，原子力規制委員会および大学のホームページにも最終報告書（特定文書番号D）としてアップされている文面に廃止の旨が記されている。

その後，特定年月Bにかけて事故調査が行われ，特定月日に当時，特定役職者Aの指示に従い，事故調査を重ねた。その結果，特定月A末にもう一度，最終事故報告書の案を説明するため，原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門に案についてのヒアリングのため，特定年月日Cの夕刻に訪ねた。対応者は同部門の特定役職者C，特定役職者Dの両名で3者による面談が行われた。

その結果，特定役職者Dは比較的無口であったが，特定役職者Cからは，（略）調査を継続するよう指示を受けた。

この指示を受けて，（略）特定月Bからの特定役職者Bに報告したが，その報告の必要は無いので伏せておくよう指示を受けた。

（略）

一方，これらの疑義については既に審査請求を行い，再調査の報告を得ており，その一部は情報公開により特定年月日Eに再調査が実施されたと判明している。しかし，公開された写真には，（略）が完了していることが確認された。

このことは事故の原因調査を実施し，確率変数で議論できない大事故を防ぐため，軽微な事故の正確な原因調査を実施して改善し，もって予測できない大事故の確率を提言するというハインリッヒの法則を重んじた特定役職者Cの崇高な安全規制精神に反し，特定役職者Cが特定年月Cで移動したことを利用し，本来であれば平成30年から施行されたR1規制法施行規則28条の3（4）に記されている「管理区域外で特定物質が漏洩したとき」の事故報告義務を違法に逃れる状況となっていた。

このことを知った審査請求人は，関係する開示請求を行ったところ，その後，この部分に仮設柵を設置して元の状況に復元した。

このような固定柵の位置変更工事は、管理区域の拡張にあたり、変更承認申請が事前に必要な行為である。大学は違法性を否定する。しかも、度重なる情報公開により特定文書番号 A は特定年月日 A の変更承認申請を最後に、現在まで変更承認申請を実施していない。このことは、特定役職者 C が法と事故防止のために崇高な判断を行った事実を無視し、住民説明会で行った告知を無視し、更には脱法行為（むしろ違法行為）を行った法令上およびコンプライアンス上の問題を含んでいる。更には、元々あった常設柵を、仮設柵をもって修復したことは、柵の構造の変更と管理区域の縮小であり、仮設柵の設置に先立って変更承認申請が必要であるが、この法的な義務も無視していると考えられる。

更には、管理区域が特定実験棟（旧、特定文書番号 B）に接していることから、廃止すると住民説明した（略）施設について、廃止すると同時に、特定年月日 A の変更承認申請で特定研究所 A 特定文書番号 A の 1 施設である特定実験室 B に取り込んで使用することを考えている蓋然性が高い。もしそうであれば、R I 規制法 3 1 条の 2 に反して虚偽の報告を行ったことになり、同法 5 2 条の罰則に値する行為である。

#### イ 反論

以上のことから、令和 3 年（独情）諮問第 6 4 号の反論として、（略）本来権限のない諮問第 6 4 号に記載されている個人は、大学の正当な職務権限とは別に個人として、懇意にする担当官と意見を交わしていたに過ぎず、諮問庁からの反論はすべて該当しない。

（略）

#### （3）意見書 2

添付書類にあるように、原子力規制庁は特定実験棟の一般区域に設置されていた柵 1 について、この一般区域を特定文書番号 A の管理区域に包含するための拡張に関して承認を行っていないという。このことから、この常設柵の工事（特定年月日 E の特定調査時の写真に見られた工事完了形状）による拡張変更工事、および、その後、特定年月 F ごろに行われた仮設柵の設置工事（構造が常設柵から仮設柵に変更されていることから、原状復帰には当たらず変更承認が必要）については、それぞれの柵の設置があらかじめ変更承認申請が必要であるにも係わらず、なんら手続きを行っていないことから、R I 規制法 1 0 条 2 項、施行規則 9 条 1 項の規定に反し、二度にわたり「使用施設の位置、構造及び施設」を変更した法律違反に該当する。これは R I 規制法 5 2 条（2）の罰則に該当する重大な法律違反である。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

審査請求人は、令和3年9月20日付法人文書開示請求書（同年9月22日受理，東工大総第191号）により，別紙に記載（但し，特定個人の氏名については匿名化している。）の法人文書（本件対象文書）の開示を求めた（以下「本件法人文書開示請求」という。）。

本件法人文書開示請求に対して，東京工業大学は，法8条に基づき，本件法人文書開示請求にかかる法人文書の存否を明らかにせず当該開示請求を拒否する不開示決定を行い，令和3年10月19日付法人文書不開示決定通知書（東工大総第236号）により，審査請求人に通知した（以下，第3において「本件不開示決定」という。）。

本件不開示決定に対し，審査請求人は，令和3年10月29日付審査請求書（同年11月1日受理，東工大総第256号）により，本件不開示決定を取り消し，本件法人文書開示請求にかかる法人文書の全部開示を求め，審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

## 2 本件不開示決定の理由

本件不開示決定の理由は，令和3年10月19日付法人文書不開示決定通知書（東工大総第236号）の「不開示とした理由」欄記載の通りである。以下援用する。

本件開示請求は，東京工業大学の特定の職員ら（以下「本学職員ら」という。）及び原子力規制庁の特定の職員（以下「規制庁職員」という。）の氏名を明示した上で，①「本学職員らと規制庁職員との打ち合わせ面談およびヒアリングに関するすべての記録」及び②「①の打ち合わせ面談およびヒアリングの存在を前提としてその内容について特定役職者G，特定役職者H，特定役職者I，特定役職者Jへの報告事項に関する記録」の開示を求めるものである。

よって，本件開示請求に係る法人文書の存否を回答するだけで，本学と原子力規制庁との間で打ち合わせ面談およびヒアリングを行った個人が特定されることになる。

特定の個人が識別される情報は，法5条1号の不開示情報に該当し，また，特定事故に関する打ち合わせ面談およびヒアリングを行った担当者については一切公表されていないのであるから，法5条1号ただし書イにも該当しない。

また，本学と原子力規制庁との間で打ち合わせ面談およびヒアリングを行った担当者が特定されることになると，今後本学が国の機関等と打ち合わせ等を行った場合に，当該機関等の担当者の氏名が開示されると認識され，今後の国の機関等との打ち合わせ等に際し，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから，特定事故に関する打ち合わせ面談およびヒアリングを行った担当者の個人識別情報は法

5条3号に該当する。

加えて、本学と原子力規制庁との間で打ち合わせ面談およびヒアリングを行った担当者が特定されることになると、本学と原子力規制庁との組織間及び関係者間の信頼関係が根底から崩れ、本学における本件含め同様の事件・事故の調査・審議のための体制確保及び組織運営が困難となることが想定されるのみならず、今後の本学における関係機関等への報告・申請等の業務において、事前に当該機関等との間で内容確認や意見交換を行う場合に、当該機関等の担当者から協力や助言を得られなくなるおそれがあり、本学として適時適切な報告・申請等の業務を行うことが困難となるおそれがある。さらに、調査・検討及び打ち合わせの内容に不満を持つ者から、打ち合わせを行った担当者が、圧力や干渉及びいわれのない批判や中傷等を受ける可能性があり、本学の事務又は事業の適正な遂行に多大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、特定事故に関する打ち合わせ面談およびヒアリングを行った担当者の個人識別情報は、法5条4号柱書に該当する。

従って、本件開示請求に係る法人文書の存否を回答するだけで、法5条1号、3号、4号に該当する不開示情報を開示することになるから、法8条に基づき、本件開示請求に係る法人文書の存否を明らかにすることができない。

### 3 審査請求の理由に対する反論

審査請求人は、本件法人文書開示請求に係る法人文書が存在することを前提として、その全部開示を求めている。

しかし、本件不開示決定の内容は、法8条に基づき、その存否を明らかにすることができないというものであり、その理由は前項記載の通り、存否を回答するだけで、法5条1号、3号、4号に該当する不開示情報を開示することになるというものである。

審査請求人は、審査請求の理由として縷々主張するが、独自の見解を述べるものにすぎず、前項記載の本件不開示決定の理由に対する反論となっていない。

よって、本件不開示決定は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月28日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同年4月12日 審査請求人から資料を收受
- ⑤ 同月20日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑥ 同月25日 審議

⑦ 同年5月18日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条1号、3号並びに4号柱書き及び口により不開示とすべき情報を開示することとなるとして、法8条の規定により当該法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、東京工業大学の特定の職員の氏名を明示した上で、当該職員と規制庁職員との打合せ面談及びヒアリングに係る法人文書の開示を求めるものであることから、その存否を答えることは、東京工業大学の特定の職員が特定事故に関する打合せ面談及びヒアリングを規制庁職員と行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(3) 本件存否情報の法5条1号ただし書該当性について検討すると、特定事故に関する打合せ面談及びヒアリングを行った担当者については一切公表されておらず、公にすることが予定されている情報にも該当しない旨の諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められないことから、本件存否情報は、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、同条3号並びに4号柱書き及び口について判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号、3号並びに4号柱書き及び口に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、

当該情報は同条 1 号に該当すると認められるので，同条 3 号並びに 4 号柱書き及び口について判断するまでもなく，妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

## 別紙（本件対象文書）

特定年度 B 以降原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門に所属し、特定年月日 F に異動するまで継続して規制部門の国立大学を担当した特定役職者 D と事故対応担当（特定個人 E）との間で、特定キャンパスの特定組織（特定所属教職員（主に特定役職者 B）、放射線管理に係わる支援員（主に特定個人 F）および事務局（特定個人 C、特定個人 A、特定個人 B）を含む）が、R I 規制法に係わる特定役職者 C らと行った特定事故報告に関する打ち合わせ面談（電話、メールによるものを含む）およびヒアリングに関する特定年月 A 以降特定年月 E までのすべての記録（特定年月日 F 以降の特定役職者 D から特定個人 D への引き継ぎに係わる期間も含む。また、全面談者名を含む）。

併せて、上述、打ち合わせ面談（電話、メールによるものを含む）およびヒアリングについて特定年度 B と特定年度 C 以降を区別して特定役職者 G、特定役職者 H、特定役職者 I。特定役職者 J に報告した内容についての記録のすべて。